

西東京市図書館における 電子書籍のあり方について

西東京市図書館協議会

平成 25 年 4 月 30 日

目 次

はじめに

1 電子書籍の現状

- (1) 電子書籍とは何か
- (2) 電子書籍の歩み
- (3) 電子書籍の現在

2 国・自治体の取り組み～政策関連

- (1) 国レベル
- (2) 国立国会図書館
- (3) 東京都立図書館協議会

3 公立図書館の取り組み～先行事例

4 電子書籍導入にあたって考慮すべきメリット・デメリット

- (1) 電子書籍に期待できる点（メリット）
- (2) 電子書籍の課題（デメリット）

5 西東京市図書館における対応～提案

- (1) 電子書籍導入に関して
- (2) 西東京市図書館の取り組むべき課題～資料の電子化
 - a. 図書館資料（地域・行政資料）の電子化
 - b. デジタル資料の提供機能の充実

まとめと提案

- (1) 電子書籍と西東京市図書館の電子化の方向性
- (2) 紙媒体の保存の重要性と対策

○西東京市図書館協議会 委員名簿

○西東京市図書館協議会 協議経過

はじめに

西東京市図書館は、全国の同規模自治体（奉仕対象人口 15 万以上 20 万人未満）に設置された公立図書館のなかでも、資料の個人貸出冊数、予約件数等の項目で全国トップクラスの数値を示すサービス活動の活発な図書館のひとつです。市内のどの地域からも徒歩 10 分程度のところに中央館、地域館が計画的に配置されています。市内に 5 つある私鉄駅のうち 4 駅に隣接して図書館があることも、市民の図書館へのアクセスを容易にしています。自宅からインターネットで予約し、ここ 1、2 年で各館に整備された予約棚で図書を受け取ることができ、返却は駅舎や保谷庁舎等に備え付けられたブックポストで行うことができます。緊縮財政による図書館予算全体の圧縮下においても、資料費の確保につとめ、市民、利用者の要望を踏まえた適切な蔵書構築を行ってきました。そうして出来上がった 70 数万冊の蔵書は、西東京市民の「知の宝庫」になっており、次代へと引き継いでいかなければならないものです。市内の学校図書館との連携活動、子どもの読書推進活動への関わり、視覚障害者への宅配サービス等の個別活動でも西東京市図書館はレベルの高い活動をしております。平成 22 年度から、図書館が実施している 17 の事業について詳細な「事業評価」を行い、図書館ホームページから公開しております。このような取り組みが、図書館活動の改善に活かされていると思います。西東京市図書館は、市民の生活の一部として無くてはならない存在として、あるときは市民の書齋として、あるときは憩いの場や人と出会う場所として、市民に愛される施設になっております。私たち協議会は、このような図書館を誇りとし、さらに一層の発展を願う立場から活動を進めています。

このたび西東京市図書館長から本協議会に対し、「西東京市図書館における電子化の取り組み、特に「電子書籍」導入について」の意見が求められました。本協議会では平成 24 年度の検討課題として取り組み、電子書籍についての勉強会、見学会などを含め数度の協議を重ね、以下の通りとりまとめましたので報告致します。

1 電子書籍の現状

(1) 電子書籍とは何か

「電子書籍」という言葉には、「電子ブック」「eブック」「電子本」「デジタル書籍」「電子出版」「電子雑誌」「電子ジャーナル」などさまざまな同義語が存在します。この中で、海外の学術雑誌の電子版などに用いられる「電子ジャーナル（eジャーナル）」は大学図書館を中心に定着しています。2010 年に、キンドルやアイパッドの登場で世界規模の普及が見られ、マスコミ等で「電子書籍元年」と呼ばれましたが、そのあたりから「電子雑誌」を含む概念として「電子書籍」という語が優勢になってきています。

現在では、パソコンやタブレット端末、携帯電話端末、電子書籍専用端末等で読むことのできる図書（雑誌を含む）を「電子書籍」と呼ぶことで問題はないようです。内容は、一般書、学術書、小説、コミック、写真集など紙媒体で刊行されてきたすべてのジャンルに及んでいますが、紙媒体を経由せず直接電子形態で出される「ケータイ小説」のようなボーン・デジタル（born digital 最初からデジタルで作られた図書等）ものもあります。中身のデータの在り方として、検索可能なテキスト文書と紙媒体の書籍等の電子画像（イメージ文書）に分けられます。また、著作権の消滅した著作を無料公開しているものと、電子書籍販売サイトなどから購入して読む有料公開のものがあります。

(2) 電子書籍の歩み

1985年の『最新科学技術用語辞典 CD-ROM 版』(三修社、定価6万円)が日本における「電子書籍」の始まりとされています。『広辞苑 CD-ROM 版』(岩波書店、2.8万円)、『現代用語の基礎知識』(自由国民社、2万円)などが続きましたが、高額で図書館や企業向けでした。

1990年にソニーが電子ブックプレイヤー(データディスクマン)を発売し、「電子ブック」時代が到来し、個人向けとして普及しますが、パソコンにCD-ROMドライブが標準装備されるようになって終焉します。「電子ブック」の後継として「電子辞書」が登場し、2008年には600億円を超える大市場に成長しますが、これは「電子書籍」分野としてカウントしないのが一般的です。

1995年にウィンドウズ版の「エキスパンドブック」(電子書籍専用端末)がボーイジャー ジャパン社から発売され、一方コンテンツとして『CD-ROM 版新潮文庫の百冊』が刊行されます。縦書きルビ付きで、マルチメディア注釈が施され、検索機能もついたこのCD-ROMは、まさに「電子書籍」の今日の姿を予見させるものでした。

CD-ROMは辞典類だけでなく、『文章倶楽部』『太陽』などの文芸誌や、『マルクス=エンゲルス全集』などのセットもの、『世界大百科事典』(平凡社、48万項目、本文7千万字、定価5.7万円)などの百科事典類などが出版されました。2000年前後には、CD-ROMはDVD-ROMへと切り替わっていきます。いずれにしてもパソコンによる再生の時代でした。

1999年末に角川書店、講談社、光文社等の大手出版社が「電子文庫出版社会」を発足させ、翌2000年に「電子文庫パブリ」を立ち上げ、電子書籍への対応の口火を切っています。2003年には政府も支援し、「電子書籍ビジネスコンソーシアム」が作られています。この流れの中で、2004年に「Σブック」(松下電器)と「リブリエ LIBRIe」(ソニー)が発売されています。これらの電子書籍専用端末は、現在の「キンドル」等に遜色をとるものではないのですが、肝心の電子書籍自体の品揃えが不足したこと、会員制で購入したコンテンツも2か月で消去されること、ファイル形式が独自で一般に流通している形式(PDFやテキストファイル)に対応していなかったことなどの理由で失敗に終わりました。

2007年に入ると iPodtouch やプレステ(PSP)、iPhoneなどの汎用デバイスで電子書籍を読むサービスが始まりました。特に携帯電話(ケータイ)でのサービスは、2006年にパソコンを抜いて以来伸び続け、2010年に90%を占有するに至りました。

(3) 電子書籍の現在

電子書籍市場は、2002年度の10億円から、2010年度の650億円(2011年度は629億円)まで急速に伸びました。書籍総売上げ(1兆8千億円)の3~4%といったところです。米国は2010年度で4億ドル(小売ベースでは倍)規模で、キンドル向けが8割を占めています。日本の場合は、2011年度の統計では電子書籍全体が629億円で、うちケータイ向けが480億円と76%(2010年度はほぼ90%)を占めており、パソコン向けは大幅に減少し37億円(6%)、電子書籍ブームを牽引しているはずのiPad、iPhone、キンドル向けは急速に伸びているとはいえ112億円(12%)にしか過ぎません。しかもケータイ向けの86%(413億円)が電子コミックなのです。よし悪しは別として、日米の「電子書籍元年」の意味合いの違いに着目せざるを得ません。

現状で気がかりなことは、日本の電子書籍専用端末(ソニーの「リーダー」やシャープの「ガラパゴス」など)が通信機能(WiFiなどへの)を持っていないことや、独自のフォ

ーマットを採用している点です。これでは2004年の失敗の繰返しにならないかと危惧されます。また、主としてデリバリーですが、キンドルが70万冊の「キンドルストア」を背景にし、iPadやiPhoneが大量在庫の「iBookstore」を持ち、バーンズ&ノーブル書店の「ブック」も70～80万冊から読みたいものを選ぶことができるのに対し、日本ではソニーの「リーダーストア」の在庫は6万冊、シャープの「ガラパゴスストア」が6.7万冊、イーブックイニシアティブジャパンも約6万冊（以上の数値は2012年7月時点）、この日米の格差は大きいのではないかと思います。急速に発展しつつある日本の電子書籍市場ではありますが、本格的な市場形成までには至っていない、いわば「離陸前」のように思われます。

2 国・自治体等の取り組み～政策関連

(1) 国のレベル

2003年の「電子書籍ビジネスコンソーシアム」発足に際しては政府の支援がありました。新産業育成支援の観点からと思われれます。

2010年3月に経済産業省、総務省、文部科学省によって「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」（三省デジ懇）が立ち上がりました。6月には「報告書」が公表され、①図書館と民間の役割分担、②図書館による電子書籍貸与の可能性検討についての提言がなされました。

文化庁はこれを受けて、同年12月に「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」を開催し、2011年8月に「図書館と公共サービスの在り方」についてもまとめを公表しています。公共図書館等での電子書籍の利活用の促進は、電子書籍市場と相互補完的に機能するべきものとの方向性が示されました。

内閣府は、2010年11月から「知的財産戦略本部のコンテンツ強化専門調査会」で検討を重ね、2011年6月に「知的財産推進計画2011」を出しました。電子書籍に関する国会図書館の役割が議論されています。

(2) 国立国会図書館の取り組み

国立国会図書館は、2008年に有識者に研究委託し、日本国内の電子書籍の状況を詳細に分析紹介した『電子書籍の流通・利用・保存に関する調査研究：図書館調査研究レポート；11』（2009年）を出し、電子書籍への本格的な取り組みを開始しています。2009年度には、127億円に及ぶ補正予算を獲得し、戦前期、戦後期（1945～1968年受入分）の所蔵資料100万冊のデジタル化に着手しております。また、2010年の収本制度審議会答申「オンライン資料に関する制度の在り方」（2010年6月）において、パッケージ系電子資料に続き、オンライン系電子資料についても電子納本制度の検討を始めました。また、原本保存のためのデジタル化を可能とする著作権法の改正（2010年1月施行）も取り付けました。

(3) 東京都立図書館協議会

東京都は、2010年11月～12月に「電子書籍を体験しよう！」という大規模な企画展を行う一方で、東京都立図書館協議会（第24期）で電子書籍へのスタンスを検討し、報告書「デジタル時代の都立図書館像」（2011年3月）にまとめています。提言内容は、①今後の都立図書館の目指す方向として紙とデジタル資料を組み合わせたハイブリッド図書館であること、②電子書籍を島しょ部などの遠隔利用に活用すること、③国立国会図書館の電子書籍の図書館送信への対応などです。

3 公立図書館の取り組み～先行事例

以下に掲げたように、公立図書館での電子書籍導入は、把握できる範囲でも十数自治体に及んでいます。しかし、3千館を超える全国公立図書館数を考慮すると、きわめて少数でしかありません。その導入内容も、東京都千代田区立図書館の「貸出」を伴った導入例を除けば、ほとんどが導入試行実験でしかありません。提供するコンテンツも少なく、多くの自治体ではその試行実験自体も終了しています。2012年末までの状況としては、公立図書館における電子書籍の導入事例はほとんどないと言ってよいと思われます。

<p>岩見沢市立図書館 (北海道)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2002年6月、「岩波文庫」「平凡社東洋文庫」、マンガなど電子書籍の閲覧サービス ・電子書籍販売サイト「10daysbook」(イーブックイニシアティブジャパン)から電子文庫を一括購入、館内のパソコンで閲覧。 ・サービス休止。
<p>生駒市図書館 (奈良県)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年5月、パブリッシングリンク(電子出版事業者)と連携、ソニーのLIBRIeの貸出サービス。電子書籍販売サイト「Timebook Town」の約1300タイトルの作品を提供。2008年12月末で提供中止。 ・東京大学出版会の538冊を専用端末(北分館)で提供。
<p>千代田区立図書館 (東京都)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年11月、「千代田Web図書館」開始。学習コンテンツ、語学学習用オーディオブック、読み物(小学館、PHP研究所、ダイヤモンド社、プレジデント社等30社)など約4,000タイトル(後に5,100タイトル)を提供。目的は「図書館の蔵書を拡大する」 ・iNEO株の電子図書館システム「Lib.pro」を導入。システム経費200万円/年、電子書籍購入費約500万(2007)～300万(2010)。 ・5冊、2週間。画面コピー、印刷不可。(2007.11～2011.10の統計)登録者数8,478名、貸出冊数27,321冊(600冊/年)、閲覧回数71,262回(約1,500回/月)。
<p>神戸市灘図書館 (兵庫県)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2010年11月28日～12月26日、「さわっとこ！未来！知っとこ！貴重資料！—電子書籍・貴重資料閲覧体験—」。iPad、Kindleで「青空文庫」を閲覧。
<p>鎌倉市図書館 (神奈川県)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2010年12月20日～2011年1月31日、総務省「新ICT利活用サービス創出支援事業」(平成22年度)の採択事業。鎌倉市、ビジネス支援図書館推進協議会(指定管理業者)、日本ユニシス、ミックプランニングで「電子書籍プロジェクト」を共同実施。システムは日本ユニシスの「LIBEaid/ライブエイド」を使用。 ・図書館、カフェ、自宅のPCで電子書籍を体験。モニター1,255名(50歳以上が42%)。鎌倉市観光案内や3D図鑑、英語テキストが人気。
<p>堺市立図書館 (大阪府)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2011年1月8日、DNP/CHIグループ「電子図書館の構築支援サービス」導入。システムはiNEOで、図書館システムと連動。資格系、英会話系、「青空文庫」など1,137点のコンテンツは160万で購入、蔵書扱い。全体予算332万円。3か月(1～3月)の貸出点数4,550点、のべ利用者数826名。

<p>萩市立萩図書館 (山口県)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2011年3月21日導入。(財)図書館振興財団「図書館運営助成事業」(平成22年度)の「明治維新史関連書籍のデータベース化及びデジタル化事業」(895万円)を活用、大日本印刷がシステム構築。 ・コンテンツは約1,000冊(「住民生活に光を注ぐ交付金」で購入)。一番人気は、TOEICなどの教育コンテンツ。
<p>札幌市立中央図書館 (北海道)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2011年10月～2012年2月「札幌市電子図書館実証実験」→①「電子図書館アプリ提供及び利用実験」(図書館、カフェ等で利用実験)、②「電子図書館資料調達実験」(電子化するコンテンツの選定や、電子化する際の課題について出版社と図書館が連携して検討し、電子資料調達のノウハウを入手)、③「地域・行政資料の収集及び電子書籍化実験」(広報誌、市民作家作品の電子書籍化、市民参加型の電子書籍制作)、④「学びを支援する資料の利活用実験」(「調べ学習」の学習支援ツール、市民の戦争体験、文化財)。 ・250名のモニター募集、タブレット端末貸出。5冊まで3日間。
<p>有田川町立図書館 (和歌山県)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2011年11月、「有田川Web-Library」。富士通マーケティングが構築。iLiswing2/WeV2+LIBEaid。町立初。絵本約1,000点提供。
<p>静岡県立中央図書館 (静岡県)</p>	<p>①2011年5月16日～11月30日「電子書籍関連プロジェクトⅠ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本ユニシスと共同で実施。参加機関(モニター図書館)→県内図書館130、学校図書館4、県行政機関4、県図書館協議会委員。 ・システムは「LIBEaid/ライブエンド」。コンテンツは183点。 ・スマートフォン(GALAXY Tab、INFOBAR、MEDIAS、Optimus Pad)、タブレット端末(iPad、Life Touch)、電子書籍端末(biblio Leaf、Kindle、Kindle3、ブックリーダー) ・実験内容→①電子図書館の体験、②電子書籍の作成、③アンケート(3回実施)への回答。 <p>②2011年7月22日～10月30日「電子書籍関連プロジェクトⅡ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般利用者対象→①館内PCでの電子図書館体験、②アンケートへの協力依頼。実施館→県立中央図書館、沼津市立図書館、磐田市立図書館、浜松市立はまゆう図書館。
<p>関市立図書館 (岐阜県)</p>	<p>EBSCO NetLibrary、ラティオの電子図鑑等が閲覧可能。原則館内の端末での利用だが、NetLibraryとラティオの電子図鑑のみ事前登録で自宅での閲覧が可能。68冊。</p>
<p>大阪市立図書館 (大阪府)</p>	<p>ビジネス知識の習得、資格取得・語学学習に役立つ本、専門書約1,000タイトル、外国語図書約3,500タイトルを所蔵している。</p>
<p>下関市立図書館 (山口県)</p>	<p>ビジネス本や小説のほかに、資格試験や語学学習の参考書や問題集、IT関係など、約1,000点。同一の電子書籍を同時に3人まで借りることができる。</p>
<p>武雄市立図書館 (佐賀県)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2011年4月13日、スマートフォンを使ったサービスを開始。武雄市史・武雄市広報・青空文庫など著作権処理を必要としない150冊。利用者は1,000人を目標としていたが、現在約400人。

4 電子書籍導入にあたって考慮すべきメリット・デメリット

(1) 電子書籍に期待できる点 (メリット)

ここでは公立図書館に導入する場合に限定して考えたいと思います。

① 電子書籍は保管スペースを必要としない

増え続ける紙媒体の保存に悩む図書館にとっては利点のひとつになります。

② 非来館型サービスが可能

日中は勤務で図書館を利用することができない市民や身体的理由で図書館に行くことが困難な人など、なんらかの理由で来館できない人にも遠隔サービス（リモートアクセス）することが可能となります。

③ 24時間サービスが可能

図書館の開閉館や開館時間に関係なく、利用者がいつでも好む時間に利用可能になります。もちろん、電子書籍の利用に限定しての話で、図書館の提供する他のサービスに及ぶものではありません。

④ 視覚障害者や高齢者等へのサービス向上

電子書籍は、文字・画像の拡大や音声読み上げ機能等に対応しているので、視覚に障害のある方々へのサービスに大きな威力を発揮することが期待されます。また、「印刷字を読めない障害（プリント・ディスアビリティ）のある人」へのサービスにも貢献できます。

⑤ より高度な情報探索機能・読書支援機能の提供

電子書籍は画像によるものを除くと全文検索が可能なので、従来は見つけることが困難だった資料内容からの情報を容易に取り出すことができます。図書や論文単位ではなく、本文のことは単位で必要情報を検索できるので、より高度な情報探索が可能になり、また、本文のコピーアンドペーストやメモ書き等の高度な読書支援機能も利用することができます。

⑥ 図書館資料としての扱いやすさ

紙媒体の図書・雑誌にくらべて、利用による汚損・破損の心配がなく、延滞も生じません。何よりも「排架」（保存を含めて）や「運搬」の業務がなくなり、資料の扱いやすさは格段に向上します。

(2) 電子書籍の課題 (デメリット)

数多くのメリットがある一方で、不都合な点、解決がまたれる点もあると考えました。

① コンテンツ内容の不十分さと資料数の少なさ

わが国では、これまでのところケータイ向けのコミックやライトノベルが電子書籍コンテンツの中心を占め、一般書籍・雑誌の電子書籍化（公立図書館向け資料）はきわめて不十分です。新刊の電子書籍もベストセラーなどごく一部に限られ、学術書や少数発行部数のもの、官公庁出版物等はまだ市場に出回っていません。時間が解決する問題とも考えられますが、現時点では図書館利用者の要求を満たすまでには至っていません。

② 著作権等の諸権利の処理の難しさ

紙媒体の図書・雑誌と異なり、電子書籍では、「購入」（使用权の取得）が一様ではなく、利用者への提供（二次利用）にあたっては複雑な権利関係から使用制限事項が多く発生します。従来のように「貸出」によって自宅に持ち帰って利用が可能かどうかについても、提供元からの制約によって異なってくる可能性があります。

③ 紙媒体より割高であること

米国などでは、電子書籍の方が紙媒体より10%以上安いという実績があるようですが、わが国では逆に割高で、中には数倍するものもあります。図書館資料費の大幅な増額を見込めない図書館では、電子書籍のために新たな出費を捻出することが困難と思われます。

④ 図書館の協力活動への影響

電子書籍は、他の図書館の求めに応じて貸したり、他館から借りたりすることはできません。その意味で、相互貸借などの図書館間の協力活動を維持することはできません。

⑤ 読むための機器やソフトウェアが必要であること

電子書籍を読むには、専用の電子書籍端末に限らないにしても再生のために何らかの電子機器（パソコン、タブレット端末、携帯電話等）が必要になります。また、データのファイル形式も統一が図られていないため、どの機器でも再生できるとは限りません。

⑥ 永久保存への不安

報道では数億年長持ちするメモリーが開発されたとありますが、現実的には、電子書籍等の電子媒体は、事故による消失の可能性が高いこと、再生装置やパソコン・OS・アプリケーションプログラムの進歩が速くすぐ使えなくなってしまうこと、情報の固定化が難しいこと（逆に言いますと情報の改ざんが容易）などの諸点を総合すると、紙媒体にくらべて著しく短命です。長期保存や永久保存のためには、技術の発展と保存のための制度の確立が求められます。

5 西東京市における対応～提案

(1) 電子書籍導入に対するスタンス

電子書籍は、新たに登場した画期的な情報媒体です。市民が求めるあらゆる情報を最大限収集し保存し提供するのが図書館の重要な使命のひとつですから、この有意義な媒体についてもすみやかに導入を図り、サービスに供すべきであるというスタンスもあり得ることは理解できます。しかし、電子書籍そのものの置かれている現状と、限られた資源の中で最大のサービス提供を目指すために、先に手がけるべきこと、重点を置く必要があることが他にあることから、「当面、西東京市図書館への電子書籍導入は喫緊の課題としないこと」を、当図書館協議会の結論といたしました。その理由は、以下の通りです。

① 最適な利用モデルを確定することができない

先行館の利用状況を見ても、いまだ試行実験段階です。どのような利用モデルが適切か、流動的で見極めることができません。もう少し動向を見守りたいと思います。

② コンテンツの未成熟

今のところ、市民のニーズに応えるだけのコンテンツが蓄積されていないこと。個人的な利用という点では満足が得られても、図書館サービスとしては不十分であると判断しました。

③ 電子書籍環境の未整備

ファイル形式が乱立していたり、利用上の制約条件がまちまちであったり、電子書籍環境全体がまだ落ち着くところまで至っていないので、ある程度のスタンダードが確立するまで様子を見たいと考えました。

④ 市民のニーズの低さ

これがもっとも大きな理由になりますが、図書館で電子書籍を利用したいというニーズがまだ寄せられていない点です。もちろん、ニーズがなくても先取りしてサービスを提供する（「供給は需要を創る」——アーカート「図書館業務の基本原則」）ことの重要性を認識しております。しかし、多くの利用者がまだ紙媒体の図書・雑誌に対する強い要望を持っています。新しい媒体に対する興味関心はあるものの、図書館サービスとしてはまだ期待していないというのが現状ではないでしょうか。ただし、引き続き市民のニーズの把握につとめ、柔軟な対応を心掛けるべきことは言うまでもありません。

⑤ 公立図書館の無料原則の維持

有料の電子書籍の導入に伴い、一部の利用に限られるという理由で「受益者負担」が議論されています。これは「図書館法」に謳われた「無料原則」に抵触する懸念もあることなので、慎重に検討していかなければなりません。

以上の課題点を考慮すると、本格的な電子書籍の導入のためには、検討し解決を図らなければならない点が幾つも残されており、今後、当図書館協議会および図書館自体で十分な議論と準備を重ねていく必要があることが明らかになりました。その意味で、これらの課題が解決するか目処がつくまでの間は、「時期尚早」とせざるを得ないという結論に至りました。

一方、私たち図書館協議会は西東京市図書館に対し、電子書籍以外の「電子化」において今後図書館が取り組むべき課題について、提案したいと思います。

（２）西東京市図書館の取り組むべき課題～電子化への対応

西東京市図書館が今後重点的に取り組む諸課題のうち、「電子化」の側面に絞って提言したいと思います。

a. 図書館資料（地域資料）の電子化

電子書籍への当面のスタンスについては先に述べた通りですが、この結論は「電子化」の重要性を否定するものでも軽視するものでもないことをお断りしたいと思います。今日の図書館サービスにおいて、ネットワーク情報源を含めた電子媒体（以下「デジタル資料」と言う。）は欠かすことのできないものです。すでに2008年3月に出された当協議会の提言『西東京市図書館事業の見直し』の中でも、「サービスの充実」として「電子媒体への対応」や「資料の電子化」は採り上げていましたが、その後の図書館の対応としては、必ずしも積極的な取り組みがなされてきませんでした。その背景としては、当時の提言が方向性を示すのみで具体的な方策の提案に至っていなかったことも要因のひとつとして考えられます。前回から5+年経過した今回の提案では、具体的課題として「所蔵資料の電子化」（「デジタル資料」の作成）を採り上げたいと思います。

資料の電子化については、世界の大規模図書館の蔵書全体の電子化を試みる「グーグル・プロジェクト」があります。すでに数千万冊の図書・雑誌が電子化されています。国内でも国立国会図書館が明治以降刊行された国内図書・雑誌の電子化を進め、百億円規模の補正予算の投入によって、約90万冊以上の著作権処理の済んだ図書・雑誌の電子化を終え、一部は「近代デジタルライブラリー」としてウェブ上で無料配信されています。慶応義塾大学の「学術書電子化プロジェクト」も所蔵和図書を中心に10万冊規模の電子化計画を進めています。このような状況のなかで西東京市図書館としては、一般書や学術書あるいは

雑誌の電子化に参入する必要はなく、これらの大規模プロジェクトの成果の活用を図るのが現実的と思われます。

西東京市図書館が手がけなければならないのは、西東京市図書館だけしか所蔵していないユニークな資料の電子化です。すなわち、西東京市にかかわる「地域・行政資料」です。地域・行政資料として考えられるものは以下のようなものです。

- ① 西東京市行政資料（西東京市の行政に関する資料）
- ② 西東京市議会関係資料（特に合併以前の議事録、配布資料など）
- ③ 西東京市内刊行資料（a. ローカル新聞、タウン紙、ミニコミ紙、地域の同人誌など、b. 市内団体、企業などの刊行物、c. 市内出版者の刊行物など）
- ④ 西東京市地域関係資料（a. 西東京市のかかえる諸問題を扱ったもの、b. 自然、風俗、文化などを扱ったもの、c. 西東京市と関わりの深い人物を扱ったもの（伝記など）、d. 地域を題材とする作品）
- ⑤ 西東京市郷土資料（古文書や古地図などの歴史的史料）

これらの資料の多くは、西東京市図書館にしかありません。また、西東京市の未来を創っていく次世代のためにも、永久に活用できるように保存していく責務があります。現在は、主に「地域・行政資料室」で収集保存されていますが、狭隘化が進む中でやむなく廃棄されるものもあり、行政資料や議会関係資料のように図書館での保存システムが確立していないものもあり散逸の危険性にさらされています。早急に対策を講じなければならない状況にあります。

その意味では資料の電子化以前に、地域・行政資料の収集保存システムの確立の方が喫緊の課題となりますが、従来は保存スペースの問題に目を奪われ、地域・行政資料の網羅的な収集には取り組めない状況があったことは否定できません。電子化を推進することで、保存問題を気にすることなく、地域に関連するすべての資料を収集することができます。また、資料の電子化は、保存問題の解決にとどまるのではなく、何よりも「資料活用」に繋がります。もともと入手しづらく、探すことが難しい資料（「灰色文献」と呼ばれる）であった地域・行政資料を検索可能にすることは、この地域のことを知りたい、調べたいと思う市民利用者にとって大きな朗報となります。

私たち図書館協議会は、今期の最大の課題として、「西東京市地域・行政資料の電子化」の推進を提案したいと思います。

b. デジタル資料の提供機能の充実

最近の図書館に求められる機能として、「デジタル資料」の配信があります。紙媒体の図書・雑誌同様に、DVD-ROM（主として文字資料）などのパッケージ系電子情報資源やネットワーク情報資源の提供についても、より積極的な対応が求められます。特に、ネットワーク情報資源の保存問題は、新しい課題ですが、「西東京に関する情報」については、その長期的なアーカイブについても検討していく必要があります。

一方、DVD-ROM などのパッケージ系電子情報資源については、辞典事典類や文芸雑誌のバックナンバーなど多種多様な資料が刊行されているので、固定した端末での利用（スタンドアロン）に限定してでも、提供していくことが望まれます。その際、利用者の便宜性、利用頻度等に十分な配慮が必要です。

また、将来的に計画されている国立国会図書館の「近代デジタルアーカイブ」（著作権の

存続しているもの)の配信の中間機能は是非とも果たさなければなりません。

まとめと提案

(1) 電子書籍と西東京市図書館の電子化の方向性

私たち協議会の結論を要約すると「電子書籍(特に市販のもの)の導入については時期尚早と判断し、一方で西東京市の地域・行政資料の電子化を急ぐこと」となります。電子書籍という新しい媒体の画期性、将来性を評価しつつも、今後の情報機器の発展、フォーマットの標準化、電子書籍をめぐる法的環境の整備、コンテンツ市場の成熟、市民のニーズ等の推移を見守り、柔軟に対応していくという現実的な選択です。この猶予期間が3年程度なのか5年先になるのか予測することはできませんが、状況が整ってきた段階であらためて導入の検討をすべきだと思われます。しかし、西東京市の地域・行政資料の電子化については、平成25年度中にも ①電子化対象資料の選定、②電子化の着手順序の決定、③所要経費の算定等を盛り込んだ「西東京市地域・行政資料電子化計画」を策定することを提案したいと思います。

(2) 電子化後の紙媒体の保存

一般に電子化を終えた原資料については、保存スペースを考慮し廃棄することが多いのですが、西東京市地域・行政資料は、その多くが西東京市図書館にしか所蔵のないものです。「デジタル資料」に置き換えることによって利便性が増すものがある一方で、古文書等の例を持ち出すまでもなく、紙媒体の現物そのものを永久保存しなければならないものもあります。書写材としての紙媒体は千年以上の歴史を有するもので、電子化が済んだからといって廃棄しては、人類の知的遺産を私たちの代で消滅させてしまうことになるかも知れません。従来のように複数部数の保存は必要がなくなりますが、最低1部の永久保存を望みたいと思います。保存スペースの確保を含めて、対策を講じていただきたいと思います。

(3) 市民の知的財産の保存

これからの図書館が、「デジタル資料」の提供や、蔵書資料の電子化に力を注ぐことは時代の要請からしても重要なことですが、一方、紙媒体はその価値を失ってしまうのかという問題があります。紙媒体は、一部「デジタル資料」に置き換わることは確かですが、長い歴史からみると「デジタル資料」はその保存面で全幅の信頼を寄せられるほどには至っておりません。また、紙媒体を電子化したものであっても、紙媒体の現物が持っている情報すべてを再現するものではありません。したがって、電子化の推進と並行して従来の紙媒体の保存問題を解決しなければなりません。

これまでどの図書館も保存スペースの狭隘から、利用率の低くなった資料を中心に、廃棄処理をしてきております。これはやむを得ない背景があったとはいいいながら、10年、20年前にはどこにでもあった資料を調査しようとする、現在はどこにも所蔵されていないという異常な事態を生じています。もちろん、西東京市だけが負うべき問題ではなく、多摩地域や東京都あるいは全国的視野から図書館の協力問題として検討していかなければならない課題ですが、一方でどこかが所蔵してくれるという他人任せにはできない状態でもあります。それは保存書庫の整った近隣都市の図書館蔵書と比較すればすぐに分ることで、すべての蔵書資料の永久保存という極端な意見としてではなく、少なくとも「西東京市図書館として保存していく必要のある資料」についての永久的な保存を考えるべきだと

思います。それは、市民の知的財産の保存問題でもあります。

そのためには、保存のためのスペースが望まれます。新たな書庫建設のような整備は困難であるにせよ、公的な不要不急施設を転用するなどして、保存書庫の確保を望みたいと思います。20万都市の西東京市として適正な量的規模の基準は存在しませんが、市民一人当たり5冊の蔵書、総計100万冊（現在70万冊）を想定したいと思います。市民の切実な願いとして、図書の保存問題への対応を望みます。

○西東京市図書館協議会 委員名簿（平成24年5月～平成25年4月）

学校教育の関係者	鈴木 賢二
	橋本 和博
社会教育の関係者	谷関 幸子
	富川 有里子
	吉田 豊
	会長 服部 雅子
家庭教育の向上に資する活動を行う者	鈴木 綾
学識経験のある者	市川 治郎
	副会長 小西 和信
	大澤 正雄

○西東京市図書館協議会 協議経過

- 平成24年 5月24日（木） 第1回定例会
- 7月19日（木） 第2回定例会
- 9月27日（木） 第1回臨時会
- 11月 6日（火） 千代田区立千代田図書館見学
- 11月15日（木） 第2回臨時会
- 1月24日（木） 第3回定例会
- 3月28日（木） 第4回定例会